

弘前市一般廃棄物処理業許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。)及び弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成18年弘前市規則第72号。以下「規則」という。)に定める一般廃棄物処理業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 弘前市一般廃棄物処理業許可取扱要綱第5条に規定する許可基準は、次に掲げるとおりとする。

1 収集運搬業

- (1) 許可を申請した者(以下「申請者」という。)が自ら業務を実施すること。
- (2) 市内に住所を有すること。法人にあっては市内に本社があること。
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であると認められること。
- (6) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (7) 廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない収集運搬車両(以下「車両」という。)を有すること。
- (8) 全ての車両について、保管場所を有していること。
- (9) 廃棄物の積替え及び保管を行う場合にあっては、同条第1号から第8号及び別に定める基準を満たすこと。
- (10) 弘前地区環境整備事務組合構成市町村から一般廃棄物処理業(収集運搬)許可を受けていること(ただし、積卸し限定許可の場合に限る)。

2 処分業

- (1) 許可を申請した者(以下「申請者」という。)が自ら業務を実施すること。
- (2) 市内に住所を有すること。法人にあっては市内に本社があること。
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であると認められること。
- (6) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (7) 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、処理能力が備わっていること。

(8) 第2号の規定に関わらず、市内で適正処理することが困難な一般廃棄物を処理することができること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月11日から施行する。